

公益教養プログラム FORUM 21

新しい地域福祉をめざして

基調講演 小笠原浩一（埼玉大学教授）
シンポジスト 齋藤 緑（NPO法人「あらた」）

浅野 孝（山形県健康福祉部）
澤邊みさ子（本学専任講師）

コーディネーター 小笠原浩一

【基調講演】

1. はじめに

来ておりました関係で、こういう機会を与えて頂きましたので、僭越ではありますが、シンポジウムに先立つて少しお話をさせていただきたいと思います。

おはようございます。紹介いただきました小笠原浩一と申します。実は今日はパネルディスカッションで並

ばれる先生方の方が、私よりよほどご専門家でいらっしゃるのですが、たまたま山形大学の同窓会でこちらに

2. 戦後日本の社会福祉の特徴

まず、社会福祉の現状について簡単におさらいをして

みたいと思います。戦後の社会福祉のあり方はだいぶ変わってきたわけですが、戦後直後に生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法の「福祉三法」が制定され、そして一九五一年（昭和二六年）に社会福祉事業法ができました。いわゆる「社会福祉の基礎構造」というもの、あるいは「一九五一年体制」というものができ上がったわけです。社会福祉事業法という法律は、日本の社会福祉というものの特徴をよく表現した法律であったという意味で大事だというわけです。

特徴の第一は、社会福祉とは何かという理念や目的をきちんと定めていない法律であつたという点です。この法律は、社会福祉事業の実施体制を定めたものでした。後になりました、社会福祉の理念・目的というものをきちんと法律上に定めなければいけないということになりまして、「平成の福祉改革」と呼ばれた一九九〇年の福祉八法改正の時に、第三条に理念規定が入りました。実は、日本の社会福祉は、戦後四〇年間もの間、社会福祉とは何であるかという最も基本的な事柄について法律の規定を欠いたまま行われてきていたという事情があつたので

す。

第一の特徴は、社会福祉事業のうち公的な責任で行われるべき事業の範囲を定めていた点にあります。いわゆる「法定社会福祉事業」という考え方をとつたわけになります。「法定社会福祉事業」は民間社会福祉事業とは異なるものという考え方につて、第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業ができたわけです。第一種社会福祉事業とは、個人の人権に直接影響を有するような施設における社会福祉事業であり、第二種はそれ以外の社会福祉事業という「法定社会福祉事業」の区分も行っておりました。

三つの特徴は、この「法定社会福祉事業」のとくに第一種社会福祉事業については、行政が直接実施するか、あるいは、社会福祉法人という特別な法人が実施するものとされたことがあります。社会福祉法人というのは、アメリカで構想されたことはありましたが、実際にこのような形のものができたのはわが国だけでした。社会福祉法人は「公の支配」のもとに置かれ、国の指導・監督の下で定められた社会福祉事業を行うことになりました。

措置委託の形で措置費という公費が費やされるようになります。

ためでした。

ただし、誤解のないように申し上げておかなければならぬのは、社会福祉法人には二つの側面がありまして、一つは、「公の支配」のもとで措置制度上の法定社会福祉事業を担うことです。もう一つは、社会福祉法人の定款には法定事業以外の「その他社会福祉事業」に関する規程を設けて、地域の福祉ニーズに即した必要事業に工夫を凝らしながら取り組むことができる仕組みにもなっています。

こうした原則から見ると、国家責任を前面に掲げる日本戦後社会はやや特殊な形ですね。日本だけがそういう逆転した社会福祉をやつていていいのだろうか。日本も先進国になり成熟社会になつて、人々の価値観や目標も多様化してきているですから、もう少し欧洲に近づくようなことも必要ではないかといった認識ができる中で、いわゆる社会福祉改革というのが始まってきたわけです。

さて、このように、「官」の色彩、「公的」な傾向が非常に強い社会福祉が国では続いてきたということになるわけです。これに対して、ヨーロッパでは、「国家の後置性」(subsidiarity)の原理が通常の形です。「国家の後置性」という考え方はラテン語に語源を有していて、ヨーロッ

パでは社会原理として現在も大切にされています。簡単に言いますと、自分でできることは自己責任で、自己責任でできないものは家族扶養という私的扶養責任で、家族でできないものは、コミュニティで、コミュニティでできないものは、地方自治体や国が担当するという原則です。国家は一番最後に登場します。日本の社会福祉とはまったく逆転した関係です。

3. 社会福祉改革と「地域福祉計画」

社会福祉改革は、一九八五年くらいに始まり、もう八年くらい続いてきています。途中に、老人福祉法等の八法の改正あり、最近では措置制度の原則禁止を決めた社会福祉基礎構造改革があつたということです。その成

果として、障害者福祉についての利用支援費方式への移行だとか、介護保険の独立だとか、あるいは、二〇〇〇年の社会福祉法の制定があつたわけです。したがつて社会福祉改革を通じて、わが国の社会福祉もヨーロッパ並みの形に制度的に近づきつつあるという所まで来ました。もちろん、ヨーロッパ並といつても、グローバル化や社会構造の変化によって、社会福祉問題の形が洋の東西を問わず似かよつてきておりますから、正確に言えば、日本がヨーロッパに近づいたというよりも、相互に接近してきた、あるいは収斂してきた、といった表現の方が適切かもしませんね。

この変化には、日本人が努力して変えようとした部分と、国際的な大きな動きを受け止めて、日本も国際標準に合わせていかなければいけないという国際的な圧力という部分と、両方があると思います。ただ、とにかく、政策・制度の面では、公的責任中心、行政主導という形から変ってきたことは確かです。

そこで、これから先には、私たちの社会の中に染み込んできている行政頼りの考え方、行政依存症を変えてい

くということが問われてくるように思います。社会福祉法の第四条に地域福祉ということが書いてあります。社会福祉基盤構造改革では、わが国の社会福祉の戦略的な方向性、つまり社会福祉が二一世紀を目指していく方向として、「地域福祉」という概念を掲げています。この「地域福祉」については、行政だけではなく、社会福祉事業者も、NPOとかボランティア活動とかいった社会福祉を目的とする活動を行う人たちも、それから、地域住民もみんなが責任を負うものと法律には書いてあります。みんなが相互に協力しながらひとつの地域福祉というシステムをつくっていくこととされています。

これは、法律的な誘導ですが、またしても法律によって指示されて行うのかという風に解釈してはまずいのです。社会福祉法が制定される過程における議論を見ても、だいぶ社会実態に即した議論を行つていますね。行政的な立場から、国が行うことを法律に書いてあるというのではなくて、現実に地域社会で起こつてること、試みられてきていること、そういうものを集約して、それを促進していくための法律という性格が強いですね。現に

出てきている芽を促進する法律として出てきている部分があります。

ですから、この法律に基づく「地域福祉計画」を策定するにあたつても、国が指針を示すやり方ではなく、地域が独自に進める方法を重視するとされている理由もそこにあるわけです。そんなことで、社会福祉をどういう風に進めていくか、まさに地域の主体的な取組み、私たちの取組みにかかるてくる、そういう時代に入ってきていると言えましょう。ここのこところが大事なポイントだということになります。

4. 「自立」と「社会的統合」の概念

そのことを踏まえたうえで、以下、地域福祉の課題と方向性について三点指摘したいと思います。

第一に、社会福祉改革の結果として、どうやら社会福祉が二つの階層に分かれました。社会福祉の目的とは、身体的・精神的な状況に関わらず、人がその人らし

く自立して、地域の中で暮らしていくように支援することにあるわけです。この事はある意味では自明の理で、法律に書くまでもないですね。ところが、この自立という概念が非常に難しい。介護保険制度の創設につながるプロセスを見ますと、「自立」という概念が二つに分かれていることに気づきます。一つは、人の個体としての身体的・精神的に自立です。「自助的自立」と呼んでいます。これは介護保険の要介護認定調査にあります、ADLを中心とした概念です。もう一つは、個体として自立したとしても、だから人間らしい豊かな生活ができるというわけではありません。人間には社会関係の中で自立していくことも不可欠です。これを「依存的自立」あるいは「連帶的自立」と呼んでいます。社会の中に個々人を包み込んで、社会関係の中で人間として豊かに自立をしていく、こういう側面も必要であると思うんです。そういう、「自助的自立」の部分と、「依存的自立」の部分とが、「自立」の概念として分かれてきた。

この「自立」概念の二層化に伴い、制度的にも、「自助的自立」に対応するのが介護保険制度であって、そこで

提供されるサービスは、「社会福祉」とは異なる「福祉サービス」「介護サービス」という概念に括られるようになります。

ちょっとと厄介なのは、この二層化と同時並行して、「社会福祉」の中身にも変化が生じました。第一種、第二種

社会福祉事業という「法定社会福祉事業」の考え方では十分に対応することが困難な問題が増加してきているのです。別の表現をすれば、人の自立と社会的統合という社会福祉の目的を達成するのに、法定社会福祉事業だけでは十分ではなくなつてきていているのです。要援護状態にある人を社会的統合し、連帶した力でその自立を支援するというのが社会福祉なのですが、この社会的要援護問題と呼ばれるものの形が変わってきています。例えば、

ホームレス問題、生活障害の問題、社会的不適応の問題、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の問題、あるいは、社会の底辺に隠れて見えなくなつてしまつている潜在的な社会福祉ニーズ、例えば精神的ストレス、職場のストレス、あるいは社会関係ストレスといったようなものが社会に蔓延しています。こういう問題という

のは、実は従来の社会福祉の概念の中では捉えられない問題でした。そこで、欧洲などでは「社会的排除」問題として一括して扱うようになつてきています。このような問題は、放置すれば、人間が人として社会の中に自立していくことを妨げてしまいます。

このように、一方で、「自立」という概念が二層分化してきている。他方で、社会福祉においても新しい領域が広がってきたということです。ですから、今日の社会福祉は、二層化しながら領域を拡大していっているというような状態なのです。

それでは、地域福祉というものを考える時に、これをどのように一体としてまとめていくかということが改めて課題になつてきます。一方は介護保険で対応する、他方は専門的なネットワークなどの形で対応するとしても、それがばらばらに動いていいって良いわけではありません。それに、問題そのものも相互につながつていて、介護問題が発展して社会的要援護問題になる。あるいは、家族の崩壊や扶養機能の低下、貧困低所得といった社会的問題があるからこそ、高齢者や障害者が社会から排除され

る。介護問題の背景には必ずといって良いほどそうした複合的な原因の働きがみられるのです。これを一体として地域福祉の枠組みの中でどうやって対応していくか。非常に大きな課題となつてきているのです。

介護保険制度の運用が開始されて二年半の間、なんとか走ってきたのですが、この先にいま言つたような非常に大きな問題が見え始めたわけです。

5. 個人への「分権」あるいは 「主権者化」

二つ目の課題ですが、これまでの社会福祉改革の中で、三つのレベルで「分権」が進んできました。一つは、国から地方自治体への分権、いわゆる政府間の分権と言われるものです。典型的には、措置権の市町村への移譲というものがありました。「団体委任化法」といつて、機関委任事務を団体事務に変えるための法律もできました。二つめは、官から民への分権です。公的責任のもとで行政が行ってきた社会福祉サービスの提供を、民間企業や

NPOにも参入させるような方向になつてきました。三つめは、個人への分権が進んできました。社会福祉基礎構造改革では「利用者本位」と言っています。個人の選択や責任を中心に社会福祉を考えていこうという方向が固まつてきました。

とくに、この個人への分権ということが重要です。個人の選択や責任を重要視するという考え方の中には、実は二つの異なる「個人像」が流れています。一つは、市場における消費主体としての個人という考え方です。利用者はサービスの消費者です。個人の主権といふのは、消費者としての選択権を主張することであるとする考え方です。消費者として選択をするという意味での選択権と同じ考え方で社会福祉における個人の主権を考えてもいいのではないかというものです。もう一つは、人間はあくまでも自分の潜在的な可能性・能力というものを十分に発揮して豊かな人生を築き上げるという幸福追求の権利を持つているという点を強調する考え方です。個人は単なるマーケットの消費選択者ではなく、自分らしい生き方を自ら形成していく権限を持つていると考へるの

です。

実はこの二つの「個人像」は、理論的には区分することができ可能で、相互に対立するようでありながら、社会生活の実態としては相互に連接しています。介護サービスを適正に給付してもらうためには消費者として守つてもらいたいというニーズがあります。ちゃんとサービス情報が開示されていたら、サービスへの苦情を処理してもうような仕組みがなければ、消費者としての主権は守られません。しかし、それだけでは生活の豊かさを達成するには不十分で、孤独感や生活ストレスから解放され、周囲の人間関係を豊かなものにすることも必要です。消費者としての主権が守られないようでは幸福追求も不可能ですし、反対に、自らの幸福追求のためには、まず消費者としての権利が十分であることが不可欠なのです。社会や家族の一員として大切にしてもらいたいというニーズは誰もがもっています。

地域福祉というものは、片方のニーズだけに対応して、片方のニーズはほつたらかしというわけにはいかないのです。地域福祉というのは、個人が消費者として福祉

サービスを選ぶ権利から始まって、人として尊重される権利まで、一体として地域の中で守ることができます。な仕組みのことなのです。介護保険事業者は介護サービスの提供のことだけに関心があり、といったような活保護法の適正実施だけに关心があり、といったような分断された状態をどのようにして地域福祉という総合的な仕組みに展開させていくか、これが、二つめの大きな課題になっています。

ちょっとと二つめの課題についての説明が長くなりますが、付け加えておきたいことがあります。実は、社会福祉改革の中で、人間というものをどういう風に捉えていたたら良いのかについてずいぶん考え方が変わってきたと思います。これまで、私たちは、個人のニーズの解釈を間違っていました。個人というのは、困っているときには、社会や行政に対して、何かしてもらいたいと『要求するもの』と考えていました。ところが、人間にとつて本当に大切なことは、自分の人格が保障されること、人としての尊厳が守られることなんですね。何かをしてもらうのではなくて、場合によっては何もされないこと

の方が重要だつたりする。何か物やサービスを提供してもらうことではなくて、傾聴や受容の方が大切です。人間として尊重されるということが人間の福祉的ニーズの根本にあるということが最近わかつてきました。これを新しい公共圏、新しい公共的価値と表現しています。

ドイツの介護保険制度は、人間の自立ということを基本的な価値に置きました。人格というものを前面に打ち出しました。スウェーデンのエーデル改革と呼ばれる福祉改革では、人間の尊厳というものを中心に掲げました。人間の尊厳とは何でしようか。なかなか言語的に表現し尽くせないものです。そこには、生存も当然含まれます。人としての精神的な自由だと思想信条の自由だとかが含まれます。さらに愛情だとか、「つながり」だとか、友情だとか、そういうものがすべて人格や尊厳の中に含まれるわけです。ですから「権利」のように言葉では十分に説明できないものなのです。でも、社会的な共通価値として大切にされなければならない性質のものなのです。法律に権利という形式で表現し尽くすことが難しいものが実は一番大事であるということが解つてきている

のです。地域福祉の中でそういう人格や尊厳をいかに守つていくかということが、地域社会の共通価値とされるにはどうしたら良いのでしょうか。そのところが大きな課題になつてているのです。

6. 専門的機能のコンソーシアム

さて、三つめの課題ですが、そうなつてくると地域福祉と言うのは、単なる住民の善意ではできないということがわかつてきます。今から十年くらい前に、国が国民ボランティア指針というものを出しました。その中で「参加型社会福祉」という考え方方が登場してきました。それ以降、住民参加型地域福祉とすることが言われるようになつてきました。住民にはそれぞれ一人ひとりの善意や正義感というものが備わっています。見て見ぬ振りはできないのだという基本的な防衛本能というものが人間の中にはあるんです。ですけれども、果たして個人の善意や正義感が確実に公共性を代表するでしょうか。『善意の合成の誤謬』もあり得るので。それぞれが正しいと

思つてやつていても、それが集まるところでもない誤りを犯すのだということです。個々人の善意や正義感というものが公共性を持つものでないと、住民参加が正しい方向に動いていかないとこうになるわけです。

そうなるとすると、地域福祉といふものが、これまでのようにならぬ考え方で何かをやるということではなくして、

もつともうと専門的な機能を中心に据えた考え方へ変わつてくると思います。地域の中にいろんな専門的な機能・役割があつて、それが機動的なネットワークとして適正につながつていて、要援護者一人ひとりの主訴を最も適切な方法で解決していくことができるような専門機能的コンソーシアム（協働）の形へと展開する」ことが必要になつてあがす。

一九七〇年代に「カーニティケア」ということが語られましたが、その時に“Care by community”か“care in community”かどちらかが議論されました。“Care by community”ところのは、住民参加によって地域福祉が行われるという考え方で、“care in community”ところのは、カーニティケアの場の中で施設の高度専門機能

の地域的供給も含めて専門的福祉サービスが提供されるという考え方です。この二つの考え方は、ほとんど平行線をたどつたまゝの三〇年間きていました。そろそろ、地域福祉が住民参加型だけでいいのか、あるいはもつと専門機能化されていくべきであるのか、整理する段階にきてくると思ひます。

〔関連参考文献〕

三浦文夫・橋本正明・小笠原浩一編『社会福祉の新次元－基礎構造改革の理念と針路』、中央法規出版、一九九九年
小笠原浩一・武川正吾編『福祉国家の変貌』、東信堂、二二〇〇二年

小笠原浩一「社会福祉法人の改革と施設運営の課題」『社会福祉研究』第八五号、二〇〇一年

小笠原浩一「イギリスの「社会的排除」対策と社会政策（市民主義化）の現地點」『海外社会保障研究』第一四一号、二〇〇一年

小笠原浩一・平野方紹『社会福祉政策研究の課題－社会福祉経営論の射程－』中央法規出版、二〇〇三年刊行予定

【ディスカッション】

小笠原浩一（コーディネーター） それでは、シンポジウムを始めさせていただきます。

本日は、酒田市を中心にご活躍の福祉のご専門の方々がお集まりだと伺っております。できるだけ、皆様方も参加していただき形で進めたいと思います。シンポジ

ストの先生方を簡単にご紹介したいと思います。

まず、私のお隣から順に、民間介護の家「たくせい」をNPO法人で運営している斎藤緑先生です。山形県健康福祉部医務福祉課の課長補佐でいらっしゃいます浅野孝先生です。それから、本日、会場をご提供くださったこの東北公益文科大学の講師でいらっしゃいます澤邊みさ子先生です。

それでは、これから二つの論点について議論させていただきたいたいと思います。

一つは、やや大きなお話ですが、社会福祉の目標、社会福祉の使命を考えていきたいと思います。先ほど、社会福祉の一層化という話をしましたが、従来の社会福祉

の考え方では間に合わなくなつてきている様々な実態が生じています。三人の先生それぞれのお立場から、どのような深刻な問題領域、あるいは課題が出てきているかについてご指摘いただきながら、社会福祉の目標・使命についてお話いただきたいと思います。自己紹介も兼ねてお願いします。

斎藤緑 斎藤でございます、宜しくお願ひ致します。私はNPO法人“あらた”を運営しております。この会ではデイサービスとグループホームを運営しております。

同時に酒田市からの補助をいただき、心身障害者小規模作業所“たくせい”と、言葉はおかしいのですが有償ボランティア“民間介護の家たくせい”をやらせていただいております。もともと平成九年から“民間介護の家たくせい”として、赤ちゃんからお年寄りまでということで実施しております。社会福祉についてどう捉えるかでござります。私たちもこのNPO法人を始めた時に、それ以前に蓄積した十年間のボランティア活動がありました。ボランティアサークル“あらた”です。その中で、法定

サービスでは賄えない部分があり、その部分が豊かになると私たちの生活も豊かになるのではないかということを議論しました。法定サービスで措置されない人たちとということで、赤ちゃんからお年寄りまで一緒に生活していく、地域の中で共に生活していく、ということを目標にして展開していくことを考えたわけです。『民間介護の家たくせい』の『たくせい』は、小学校区です。酒田市で一番古い町で、琢成小学校という学校がある学区です。そこの中の役員のみなさまとボランティアサークルあらたと、そして酒田市ボランティア連絡協議会のみなさまと協力して合って『民間介護の家たくせい』を立ち上げました。その意味では、私としては、とてもきれいな立ち上げをすることが出来たなと思っています。『きれい』というのも、みんなと一緒に立ち上げることが出来た、それも何度も協議をして立ち上げることが出来ということです。そこでは何をするかというと、専門的なことをしていくたい、その人らしく生き生きと暮らせるといよい。最終的には幸せ作りということを考えてきました。

社会福祉をどう捉えるかということ、最終的には幸せ作

りということを目的にしています。自分も幸せになり、関わる人たちも幸せになる。そして地域のみなさまも幸せになればいいなということで、地域にある施設として展開していくことを考え進めています。その後、介護保険事業が出てきたので、NPO法人格を取得しました。既に私たちの施設を利用して下さっているみなさまが更に保険を利用しながら施設を利用できるように、障害のある方たちが、作業所には市の補助がありますので、今度は利用料を安くして継続的に利用していただけますように、介護保険と小規模作業所を同時に展開してきました。現在、介護保険事業を展開していく中での課題は、介護サービスを提供していく、その周辺的な部分にさまざまな社会サービスが必要であるということを痛感していることです。例えば、配食や送迎などです。その部分は有償サービスや作業所の事業としてやっておりまします。あと、今、介護保険ということをいいましたが、お年寄りだけではなくて赤ちゃんからお年寄りまでという最初の考え方が私たちにはありますので、現在も赤ちゃん、乳幼児、障害児さんたちの一時保育や送迎・介助な

どについても支援していく、協働することを第一に考えています。乳幼児や障害者の問題についてさまざまな相談を受けても、ほとんどネットワーク化がされていないことが一番の課題だと考えています。

浅野孝 今日のような会合に行政も参加させていただきありがとうございます。みなさまの方に資料をお配りいたしましたが、県では、地域福祉支援計画の策定を今年から手がけたところです。先ほど先生のお話にありました社会福祉法が改正になり、地域福祉がこれから社会福祉の大きな柱として掲げられました。この法律は、来年度から施行されるのですが、市町村は地域福祉計画を、都道府県はそれを支援する計画を作りなさいということです。本県でも着手しております。ところが、県内の市町村はまだ、一箇所も地域福祉計画策定に着手しておりません。社会福祉という捉え方が非常に広くなつてきており、これまでの行政の行う措置から福祉サービスへというようく変化を遂げているわけです。それぞれの個人がどのように意識してこの計画に参加するか、そういう意識が

ないと市町村の地域福祉計画は作れないという点で難しいのかなと思っています。

昨日の社会情勢を見ますと、市民が参画する、自分の考えで選択していくことが大切でありますし、それほど市民のみなさんが力をつけてきたのだなと感じておられます。この地域福祉計画こそ、自治の権利をどのようにここに反映させるかということだと思っておりますので、それぞれが自分の地域でどう生活することが自分にとって幸せなのか、ということを考えながら地域福祉計画に参画していただければと思つております。

県としては、一応、基本目標に「新たなコミュニティ社会の創造」というものを掲げております。山形県はまだまだ地域性が残つています。その地域性を生かしながら、豊かな助け合い・支え合いの社会が残つている反面、個人の尊厳がどこまで守られているのかという問題、そういうものを含みながら、今の時代に合つた新しいコミュニケーション社会を作つていかなければならぬということがあります。重点課題としては、人づくり・町づくり・ネットワークづくりと、いろいろ入れ込もうと思つています。

ですが地域福祉がベストという風には思っていません。ただ、今の社会の中いろいろな問題が起きているわけですが、地域の中で人としてのあり方が、家庭なり地域社会なりが安定していないいろいろな問題がそこに起因していくのかなと考えております。それで、社会福祉をどう捉えるかということで、私も齋藤さんがおっしゃったように幸せづくりと考えております。ただ、何が幸せについてはそれぞれ違うわけです。その違いを地域の中で話し合えるコミュニティ社会というものをどう作つていいだらいいのか。その答えを今日、見つけられたらと考えております。実は昨日、四時間TVで北の国からを見ていたのですが、やはりコミュニティなんですね。家庭なんですね。地域なんですね。確かに田舎で自然の厳しさがあるからああいう社会が残っているのかなと思いますけれども、町の中でも人と人が支えあう社会のあり方をもうちょっと学んでいいのではと思つております。

澤邊みさ子　社会福祉をどう捉えるのかということです

が、私が今考えている社会福祉とは、自分が生きたい社会を作つていく、地域に置き換えれば、自分が生きたい地域を作つていくことになります。与えられたものではなくて自分たちが作つていくものだという考え方で、今私の中で非常に強くなつてきています。

この大学の開学前、私は東京に住んでおりました。酒田に来て、地域というのは多様だと実感しています。以前、日本障害者雇用促進協会という所で、障害者の雇用問題の研究をしていました。日本障害者雇用促進協会は、旧労働省の外郭団体で、労働省では基本的には全国一律の政策でした。研究においても地域を限定せず、障害者雇用をどのように進めていくかを考えていきました。このことについて、その時はあまり疑問も感じなかつたのですが、酒田に来てから、「地域」というものを実感しました。例えば、企業の障害者雇用を促進する際に、ある程度の規模の企業を想定しても、酒田ではあまり大きな企業を見かけない。地域に根ざした問題として考えていかなければならぬと思いました。

自分が生きていきたい社会を作るとは、例えはある

サービスについて自分が望むサービスと今の社会福祉サービスで行われているサービスとが違うなら、それを変えていくということです。今、一〇代の人が年を取るのがいやだというのは、このような福祉の中で生きるのが不安、つまりそこでは人間の尊厳が満たされていないのではないかと感じているからではないでしょうか。幸せとは何かと問われると非常に難しい問題です。人間は勝手ですから、自分に引き付けないと考えられない。ただ、自分勝手に考えた「幸せ」の概念をどのように広げていくか、自分にとっての「幸せ」はこうだけど、他人にとつてはどうか、というところで公益ということを考えていくわけです。

小笠原　どうもありがとうございました。今、ちょうど共通のお話が出てきたように思います。社会福祉というのは幸せづくりであるということです。幸せというのは与えてもらうのではなくて、自分でつくるものだということですね。私たちが満足を感じる時に経済学では「効用」と表現しますが、経済的に置き換えることのできる

効用と経済的には置き換えられない心理的な効用の二つがあるわけです。幸せの核心部分というのは、自分が納得し、自分が満足をしてああ良かつたと思うことと考えるとすると、先生方が社会福祉の中では金銭に置き換えられない幸せ、心理的な効用が非常に大事であるというお話だつたと思います。それでは、心理的な納得というはどういう場合に得られるのかということについてお話を頼りたいと思います。

澤邊　いつもやつてもらうというのでは満足を感じられないと思います。自分にも何か出来た、何か人のためにやつたことが、満足につながるのではないかと思いません。

浅野　私は山形の典型的な三世代同居家族で、嫁と舅に挟まれて、地域の中ではP.T.Aや子ども会などに挟まれ生活している中で、こどもたちが家を離れてたまに夏休み帰ってきた時の満足。またおやじおふくろが自分のやりたい事それぞれを持つていながら、家族としてまとま

れるという満足、それぞれが生きていくという満足。やはり相手あつての満足なんだと感じており、相手の満足感がないとだめなんだだと思います。ですから地域社会も、一人暮らしのお年寄りが多くなっていますが、そういう人たちが一生地域で暮らして将来老いていきたいと思うのをどうやって叶えてあげられるのか。個人ではどうしようもない部分を地域のネットワークで支えてあげられるのか、そのシステムができたらと思っております。そうは言うものの日々悩んで生活しておりますので、悩んで生活していることが生きているということで、私の満足かなと感じております。

齋藤 経済に置き換えられない満足ということですが、専門員を雇用することができるという意味で、経済に支えられて心理的な満足を与えることが出来るという事を、付け加えさせていただきたいと思います。私たちのところは、地方の方で入居されている方、身体が不自由で通つていらっしやる方、知的障害・精神障害・身体障害があつて通つていらっしやる方がご利用下さっています

が、そのまままな方々に満足していただくにはたいへんな技術がります。支援には専門性の高さが必要だと思います。支援する側が目立つのではなくて、主人公と対等であり、しかも自分がしていることによって満足を得られる。例えば、痴呆の方でいろんなことが出来なくなつてきつつある。だけれども、その人たちが今まで生きてきた人生というものがあつて、その人生を私たちが尊重し受け入れて尊敬する。今はこれが出来なくなつているけれども、それについては私たちが支援していく。しかもその人自らが生活していると感じてもらう。自分自身の存在をその人自身が感じてもらう。共に暮らしている中のひとりであると存在感をご自身で感じてもらえるように支援していく。私たちの仕事は、このように非常に専門性の高いものであると自負しながら関わっています。社会福祉とということは、支援に回るということ。ひとりひとりの人が主人公であつて、介護される人だけではなくて私たちも一緒に満足していく。自分自身の持つている力を出していく。エンパワーメント。その人の持っている力もどんどん出してもらって一緒に力を出し

合いながら豊かに暮らす。そういうことが幸せにつながるのではないかと思いました。

小笠原 受容するということが非常に大事だと感じました。ただ単に認めるることは違うと思うんですね。一人ひとり違いのある人間を個として受容する。受容するためにはこちらがまっさらでなくてはならないわけです。受容の先に自分自身で生きていく条件を作るということですが、この条件の作り方が実は支援というものであつて、専門家たちがそこに関わりをもちながら総合的な支援が必要です。また、周囲が結果を認め合うという双方の関係を作り出していくと、これが大事ではないか、このようなことをお話を学びました。

ヨーロッパでも、社会といふものは畠のようなものだ。人間といふものは自分で畠を耕して収穫物を得る。そこからある人たちだけを排除するのはいけない。Stakeholding¹についてみんなが社会から何かを得る権利を持つということ。ただ、参加するためには、与えられたるというだけではダメなわけです。みんなに機会の平等

を与えてプロセスを生じさせていく。このことが非常に大事であると思います。これと同じような考え方方が日本の社会福祉のこれからにも当てはまつてくると思います。

そのような考え方から例えれば民生委員のこれまでの活動、あるいはボランティアやNPOをやつていらつしゃる方の社会のニーズを持つている人への関わり方といつたようなものも点検してみると、といったようなことも考えられます。

それでは、地域福祉のイメージというものはどうお考えでしょうか？

先ほど、私は参加型地域福祉というものをどうやって超えていくかという問題を提起したわけです。今日ご参加のみなさまにも是非お考えいただきたいことなのですが、地域福祉というのは、地域という場の中での社会福祉が行われることなのかな？あるいは、社会福祉とは別に地域福祉という新しい概念があるのか？これをお考え頂きたいのです。これは、両方の見方があり得ます。例えば、お隣の韓国では、「地域社会福祉学会」という名称の学会があります。これは、地域の中で社会福祉を行うのが

地域福祉だという考え方なんです。ところが日本には「日本地域福祉学会」があります。これは社会福祉というもののとは別に地域福祉という概念があり得ると、あるいは社会福祉というものを超えていく概念として地域福祉があり得るところなんです。それで私は毎日仕事の中で地域福祉、地域福祉といっぱい使うんです。使っているだけでも、地域福祉のイメージがはつきりしない。日本で地域福祉という言葉が学問的に登場したのは一九七〇年のことです。まだわずか三〇年くらい前ですね。岡村重夫先生が出した地域福祉という本を出したのが一九七〇年です。ですから地域福祉という言葉は使う割には、まだ成熟した歴史がある言葉ではなく、なかなか地域福祉のイメージがはつきりしません。そこで先生方にお聞きしたいのですが、先ほどの社会福祉の目標なり役割ということを踏まえて、それでは新たな役割である地域福祉についてお聞きしたい。

澤邊 地域における社会福祉なのか、社会福祉とは別の概念なのかもまだはつきりしません。私は最初、「地域において

ける社会福祉」というように考えていましたが、そうするとそれに収まりきれないところもあります。何が地域なのか、小学校区なのか、それとも何となく人の繋がりのある地域なのかさえも申し上げられませんが、地域において行われる社会福祉だと思っています。だからこそ、やはり地域の方たちの公益というか「皆のため」ということが重要になってくる。先ほど、小笠原先生が個々の善意が集まつても必ずしも正しい方向に動いていいかない、とおっしゃったのですが、それでは地域の人はどんな幸せを求めているのか、ということを日々検討していくしかなければならないと思います。地域の中である程度、共通認識が出来ても、それは時代によつても環境によつても変化していくわけですから、検討を繰り返し行つていかなければならない。また皆で関わり皆で決めて考えていくわけですから、すごく時間がかかるものだと思います。ただ、このような経験の積み重ねが非常に重要な思いです。このような私の考え方の出発点として、今の時点では地域における社会福祉というイメージで考えております。

小笠原 すみません、私の方がもう少し丁寧に質問を提案すればよかつたのですが、結局問題意識にあるのはこういうことなんです。平成一二年に厚生省で社会復帰要保護者に対する差別についての懇談会を作りました。このメンバーは学者の中での住民参加型福祉をやつてゐる方たちが中心です。この人たちの発想は「繋がり」なんですね。社会の中から排除されている人たちに対しても新しい福祉を提供するということはどういうことかと、地域の中での繋がりを求めることがあります。私は、繋がりなんて曖昧なことを言つてゐるんじや、ちょっと問題意識が古いんじゃないかということを書いたわけです。厚生省自身も社会擁護局が担当した懇談会ですから、難しくて繋がりという表現しか出来ない。ネットワークでも同じで、やはり非常に曖昧な概念である。ですから、地域福祉というのは繋がりであると今まで言えていたのですが、これを更に具体的に地域福祉が動いていくには、どのような考え方を持ち込んだらいいのかというようなことが、今の一番の改善策になると思うのです。この時に参考になるのは、岩手県の社会福祉協議会で介護保険

制度が始まって、生活支援型社協という考え方を打ち出しました。これは、人が地域の中で生きていく上で必要となるものは何でもいいんだという考え方です。ですから制度外事業であろうとスノーバスターズであろうと何でもやつてしまふ。この中に介護保険が入つて初めて介護保険サービスというものがきちっと位置づけられる。岩手県では自治体はたくさんあります、介護保険で字が出てゐるのはひとつだけで後は全部黒字なんです。こういうことだとすると、これは単なる繋がりではありませんよね。問題があつたらそれに対応するために社協がコーディネーターの役割を担つて全部分担を振り分けて、これを総動員でやつてしまふのですから。ですから、澤邊先生がおっしゃられたことは、たぶん後の方、岩手県の社協のような考えに非常に近い考え方と印象を受けました。

澤邊 おっしゃるとおりだと思います。私にとって、地域福祉のイメージというより社会福祉のイメージが全然はつきりしていない。小笠原先生の基調講演の中であつ

た社会福祉の考え方が変わってきてることもある。今の私には、社会福祉と地域福祉の概念の区別が付きにくくなっています。私の問題点ばかり挙げて申し訳ないのですが、日本で言う社会福祉というものは地域福祉の形を取つてでしか進めていけなくなってきたいると思っています。

小笠原 今ご指摘ありました、地域福祉の形をとつてでしか、社会福祉をやつていけなくなっているのだという考え方が出できますね。

浅野 私自身も、地域福祉の一番の単位としては、住民生活ということで町内会、自治会が最小単位なのかなと思います。そこでの住民生活の福祉、介護をされる方の生活支援を含めての新しい福祉。また、福祉というひとくくり出来ない問題、例えば引きこもりの問題、DV問題、ホームレス問題といろいろ出てきております。その辺は、単に地域社会だけでは解決できない問題であると感じております。そういう意味で地域福祉は、市町村と

県まで。国は社会福祉という言い方をしますね。大きくて県までの範囲で行政計画の中では捉えています。

齋藤 私は学制学区という限定したような名前を付けて展開し始めました。地域において社会福祉を実現していくことで、赤ちゃんとからお年寄りまでの住民それぞれのいろいろなニーズを小地域のネットワークで支援しあえる形ができるといなと考えたわけです。しかし、そこだけで完結するのではなく、そのような小地域が社会の中にいくつもあって、繋がりが出来る。先ほど、繋がりは曖昧だとありましたが、繋がり方として、例えばインターネットのようにどこからでもアクセスできて、ちゃんととした振り分けをしてくれる所があつて、そこでそのニーズが解決されていく。そういうふたよ的な地域福祉をイメージしております。

小笠原 先生方が共通して出された問題は、地域という範囲をどんな風に考えていくかということでした。澤邊先生は、いわゆる社会福祉問題が発生する単位ですね。

非常にエリア性を持つてゐるというご発想でした。浅野先生の場合は、従来いわれてきたものだつたのが、新しい社会福祉問題が発生してゐる中で、やはり県までの範囲を地域と考えていかないと対応できない。ですから共通していいます。新しい社会福祉問題の発生範囲とその問題に対応していく資源を調達する範囲ということになりますと、やはり県くらいまでが必要だということです。齋藤先生のお考えもたくせいいという地域の中で活動の核をおいて、それを越えて当然、様々な機能が求められる。地域というのが、簡単に市長村とか学区とか町内会とか今ある行政的な範囲で被せるのではなくて、どういう社会福祉問題を扱っていくかという関連で、どのくらいの範囲を地域と捉えるのかということであると思います。私なんか、例えば社会的不適応児童や情緒障害の児童の短期治療などを考えますと、これはもう、もっと広い範囲で資源調達が必要であると思ひますから。そういう範囲の中でも、従来から言われてゐる、住民の参加ということと、今ご指摘あつたような社会福祉問題に対して対応していく枠組みのようなことはいかがでしようか?

齋藤 住民参加という言葉は何か変ですよね。参加といふのは何か参加する場があつての参加です。主体は自分たちにあるわけですから、参加よりももつと広く、参画という言葉を使って、自分がどう主体として動いていくかという考え方が必要ではないかと思います。

浅野 地域で年配の方なら町内会のいろいろな会合に参加して地域の問題を知つてゐるわけです。ところが若い方は、そういうものに参加しない。年配の方々に任せっきりでおんぶにだっこで、なかなか地域の問題がわからない。住民参加とは地域を知ることから始まるのではないかでしょか。自分の地域を解らないと、住民参加にならないのと想ひます。年代の差は確かにあるのでしそうが、話し合いはできるわけですから、そういうものを中心に作り上げていく。今まで年配者は年配者、若い者は若い者とという形の自治があつたわけです。やはり全般的に話し合えるような、新しいシステムを入れていかないと、共通の問題をみんなで話し合えるような住民参加ができたらなと思っています。

澤邊 地域で何かをしていくのですから、みんなの生活は豊かになると思います。しかし時には対立も生まれる。例えば、福祉施設を作るときに施設と地域住民の間で衝突が起ころる。『福祉施設』対『地域』というより、施設も地域の一つと考え、地域の中にその福祉施設ができることによって利益を被る人と不利益を被る人との対立が起ころる。国で決められたことなら「仕方がない」で済むかもしれない。しかし地域で行われる場合には対立が生まる。具体的なサービスひとつをとっても対立が起ころる。地域に問題が発生して地域で問題を解決していくことをするからこそ、各自が自分の問題として捉えていく。この問題をどうにかして解決していくことが地域福祉の醍醐味であり、住民参加であると思います。自分たちがこの地域をどうしていきたいのかということを対立の中から協議を重ねて考える。こうした中で公共性が出来上がつていくのだと思います。このようにして共通認識を作り上げていくことが地域福祉における住民参加の一一番重要な所ではないかと思います。

小笠原 齋藤先生の言うのはその通りで、何かがあつて初めて参加であるといふのですよね。先生方の問題関心に共通していることは、参画の前提には共通の問題認識が形成されてなくてはいけないということですよ。あるいは、さまざま対立がある中で、ひとつの解決方法にむけてのプロセスを作つていこうというのが住民参加でなければならないという問題意識です。私も地域福祉計画の作業を自治体でやらせていただいた思い出したけれども、やはり住民のみなさんが自分たちで一から計画作りをやつたという自治体はほんとに少ないのが残念ながら現状です。雛形や土壌がもう作られていて、意見を聞くというものが多いうけです。これでは意見は出したけれども、自分たちで調整して作り上げたというプロセスがない。今後、地域福祉圏を新たに作つていくには改革が必要だと思います。

(シンポジウム終わり。)

しゃつておりますので、闊達なご質問を頂いて、みなさままで考えていきましょう。

質問者・矢島 酒田市で施設を営んでいます矢島と申します。先ほど話を伺つておりまして、私のやつております施設と齋藤さんのやつている施設とよく似ているような気がしております。私の施設は農村地帯で、小学校の学区を四つ含んでおり、非常に地域展開をしやすい立場にあります。施設はその中心にあり、すぐ側に小学校・中学校があつて、教育の場との連携が取れる環境です。また、農村の生産者との連携も行えるので、非常に地域展開がしやすい場所だと思っております。齋藤さんの施設が酒田市の中心部なので、例えば小学校区だけで限定したりするのはなかなか難しいだろうと思います。

それから、私は行政に頼らない地域を展開したいと思つてやつております。と言いますのは、例えば、市とか県が関わつてまいりますと、平等という福祉の概念があり、一部だけ重点的に展開していくということが出来ず、概念だけで終わつてしまい、なかなか発展性がない、

自由な展開が出来ないと考えるからです。そういう意味で、私は地域というのはある程度限定をして、しかも、時間をかけて展開していくものだらうと思います。今、小学校の教育の現場でやつてしているボランティア活動などが、非常に期待をしている東北公益文科大学で教育を受けた人たちが、地域に入つて行つて、力を付けた人たちが地域を引っ張っていくということが、これが本来の地域福祉のあり方ではないかと考えております。

私の考え方を話させていただきました。

小笠原 今、矢島様からいただいた意見は二つに分かれます。一つはそれぞれの場、事業体が立地している背景エリアの条件があるのではないかと。先ほどの社会福祉問題の発生の仕方と関連があるのではないかと。ここら辺は、齋藤先生からご意見を頂きたいと思います。それから、行政に頼らないということで、確かに行政依存症みたいなところがございますが、社会福祉事業法や社会福祉法人が出来た経緯は、いい意味で行政と民間社会福

祉事業の構造性が一体となつて豊かな社会福祉を作つていくということだったんですが、いわゆる定款上ののみで、社会福祉の部分がちつとも出来なくなつてだんだん衰えていつてしまつた行政の方にも責任もあるわけです。責任のなすりあいがどうとかいう議論は、もうはるかに超えていて、新しい行政と社会福祉事業者とのパートナーシップのあり方がどうなつていくべきかという問題があります。これは、行政ということで、浅野先生にお伺いしたいと思います。

齋藤 地域性というところでは、矢島先生がおっしゃつたように、私共“たくせい”という名前ではありますけれども、たくせい学区の人だけを対象としている訳ではなくて、たくせい学区を核に置きながら、さまざまなもので、たくせい学区を核に展開しています。矢島先生の所とも、他のいろいろな所ともネットワークを持ちながら展開しているので、地域という捉え方ということでは、同じ考えです。

浅野 非常に、耳の痛いといいますか、必ずそういう風に言われます。でも、どちらかというと住民の意識も行政がやるものだというのがあつたと思います。ただ、今回の地域福祉支援計画を作るにあたつては、行政も排除せずにいろんな人と一緒になつてやつていければと思っています。行政にもやる気のある人がたくさんいます。行政だから行政の考え方しかできないのではなくて、行政も一市民であるという捉え方で一緒になつて作り上げていかなければいけないと思つております。特に、地域の要望をいかに吸い上げて作るかということが今回の計画になります。是非協働の意識でやつていただければと思います。またこれまででは、福祉だけということだったのですが、この地域計画は総合性という事がいわれておりまして、医療・保健・福祉の連携、地域で生活している人にとっては、単に福祉だけではダメで、やはりいろんな機関、あと在宅だけでもだめ、施設との連携、総合性ということが言われております。ですから、行政も含めて、排除しないで一緒に協働で策定を宜しくお願ひ致します。

小笠原 今度の新しい社会福祉法では第二二一条では、社会福祉法人は社会福祉事業の主たる扱い手であるという新しい規定が入りました。新しい規定といつても、もともと民間の創造的な社会福祉実施主体であるところの社会福祉法人が中心になつてやつていかなければいけないということが、改めて今回確認されたわけです。同時に

第四条では、行政を含めて相互に協力し、というのが入つている。要はこれから地域福祉というのは、法律制度からいうと、社会福祉法人が主たる扱い手としてインシシアチブを発揮しながら、同時にあらゆる関係者・住民を含めて巻き込んで、相互に協力していく。これをコンソーシアムと言いますが、専門機能のリーダーシップを社会福祉法人が持っていく。社会福祉法人の社会的使命というようなものを感じるんですけども。矢島さん、その点について何かご指摘があつたらお願ひします。

矢島 一言だけ追加させていただきます。隣に座つていらっしゃる市役所の本間部長さんは、そういう意味では、私共の働きかけに非常に参加をし、協力して頂いており

ます。ですから、行政を排除はせず一緒に協働していくます。まさに、実現されつつあると考えております。

小笠原 それでは、隣の本間さん、たびたびお名前が出ておりますので、一言お願ひできますか。

本間 行政という立場でなく、個人的な立場で本日は参加をさせていただいておりますが、ただひとつ質問してもよろしいでしょうか。

住民の善意の組織、参加型のサービスでいいのかということです。そうではなく、もっと専門的なサービスが必要であるとお話があつたのですが、より具体的に住民参加型ではなくて、専門的なサービスというのはどういうものなのかを、もう少し詳しく教えて頂ければと思います。

小笠原 今、福祉問題の解決の仕方が変わってきていると思います。今までのようにな宅は在宅のままで解決する、施設は施設のままで解決するということではなくて、

状態あるいは職の計画性といったことに応じて地域が一
体となりながらその中にあるいろいろな資源、あらゆる
手段で使っていくという、家庭と地域と施設とあるいは
その他の機能の相互往来型というのが求められるようにな
変わっています。その中では社会福祉法人が経営す
る社会福祉施設のあり方も変わってきている。社会福祉
施設の役割は単なる職の場ではなくて、あるいは単なる
入所空間でなくてあらゆる機能を含めると。人材の地域
への供給を含めて教育機能を含めて非常に広範な役割を
持たなくてはいけないと思っております。地域福祉の
ベースキャンプというような役割でフル装備型の施設が
必要になつてくると思います。そういうものを核にしな
がら、施設を持っている人が非常に高度な技能を軸にし
て、同時に地域には施設はない機能がある。例えば、パ
トローリングやモニタリング、問題を発見したり問題を
きちっと整理する機能がある。そういうものをつない
いく。繋ぐといつても今までのようないンフォーマルで
役所の知つてゐる人に電話をしてというようではまずいわ
けです。きちんとしたシステムにしていく。先ほどコン

ソーシアムといい言葉を出しましたけれども、そういうい
たことが必要になつてくる。住民が関わるという場面が、
従来議論されてきたようなものとは大きく変わっている
のではないかと思うのです。たぶん住民の関わり方とい
うのは、先ほど言いましたような、自ら生きていこうと
いう条件作りのような中に住民のみなさまも歩調を合わ
せて入つてもらうといったような関わり方が必要になつ
てきている。一般的にいうお世話を焼くといったことと
は違つてくると思うのです。このところが非常に大き
な変化といったようなところです。民生委員の先生方の
関わり方もそういう風になつていて。ですから、基礎構
造改革の中で民生委員の先生方の役割の議論もされてい
る。従来の民生委員の先生方が相談といった機能を超え
て、統一的な機能の中に民生委員の先生方の固有の役割
をどう関わさせていくかということが求められている。
そういうイメージですから、先ほどの一般的な住民参加
ではと言つたわけです。

ちなみにこれは宣伝ですが、『社会福祉研究』という鉄
道弘済会で出している雑誌があります。これの一〇月号

に「社会福祉法改正後二年間を振り返つて」という特集が組まれますが、是非買っていただきてお読みいただければと思います。

それでは、他に質問がある方どうぞ。

質問者・佐藤 民生委員をやつております、佐藤と申します。今小笠原先生が言いましたように、民生委員の役割・立場というのが全然わかつておりませんで、非常にたいへんな仕事を引き受けたと思っておるところです。

先ほどの社会福祉と地域福祉ということですけれども、

私が思ひますのは社会福祉といふのは、制度や方向性という根幹に関わるものであつて、地域福祉とは実践の伴つたものではないかなと思います。先ほど、小笠原先生から住民が一から作つていく福祉が少ないということでしたけれども、これからはそういう時代になつてくると思います。地域にあつた福祉といふものが非常に大切なのではないかと思います。山形県の方で地域福祉支援計画を作るということでたいへん心強く思つていています。この地域福祉支援計画といふのは行政に対するものと

なつておりますが、民間、住民への支援というようなものも出来ると思つております。

小笠原 どうもありがとうございます。今、二つの論点が出されたと思います。ひとつは地域福祉と社会福祉との概念部分で、制度の根幹に関わる実践が伴うものという点です。この点については澤邊先生にお願いします。それから、地域計画の点については、浅野先生にお願い致します。

澤邊 社会福祉が根幹に関わるもの、といふ意見は、非常にうなづけるのですが、社会福祉が変わりつつある今、やはり実践を伴わない社会福祉は考えられないとも思います。地域福祉については、確実に実践がなければ地域福祉ではないと思います。社会福祉において「実践」をどう扱うについては整理がついていないのですが、地域福祉は実践を伴うものというのは非常に納得致しました。この言葉を使わせていただきたいと思います。

小笠原 そうですね、社会福祉の研究の中では、政策範疇と実践範疇という言葉があるのですが、要するに、私たちのように政策論をやつていてる人間は実際に現場に出て何が出来るのかといつたら何も出来ないわけです。政策と実践が分断してしまっている。そういう意味では実践の中からもう少し、制度の側が吸収するものが必要であります。地域福祉は実践を伴つて成り立つていると いうのはまさにその通りであります。私もこの言葉を使わせていただきます。

浅野 県の支援計画は、地域福祉の推進と市町村が地域福祉計画を作りやすいように支援するもので、財政的な支援、策定のマニュアル的な支援を含めて考えています。具体的な施策として福祉の人材をどう育てるか、学校教育を含めて、「福祉のこころ」をどうやって小さいときから持てるよう育むかということに取り組んで参りたい。福祉に従事している方々の専門研修など県でやつた方が効率がいいのだろうというものは県でやる。あと痴呆性老人の権利擁護の研究などは、県全体で推進していく形

になると思います。県と市町村の振り分けは、今回の計画の中に一部でありますので、一読をお願いします。

小笠原 最後にまとめという形で、感じた所は、地域福祉についてのガバナンスとマネジメントはきちんと分けることが大事であると思います。企業についてもそうです。ガバナンスをやる人がマネジメントまでやつたら、必ずどこかで腐敗が出てきます。同時に、ガバナンスがなくてマネジメントだけだと、何に向かつて今自分は動いているのかわからないということになります。ですからガバナンスもマネジメントもきつちりやる。ガバナンス、つまり意思決定、これは住民が主体なのですからやらなければいけない。ただし、マネジメントである、具体的に専門的に問題を解決していく役割というのは、地域の中に専門的な機能が組織的に出来ていかなければならぬと思います。主訴にたいして快適解決ができないければいけません。ガバナンスからマネジメントまで反発をする人たちというのは、ガバナンスもマネジメントもあつちにやつといて、私たちは私たちでという話になつ

てします。そういうコアな関係というのがでてきます。そこら辺の整理の仕方というのは、先ほどの住民参加という部分に関連して非常に大事であると思います。私自身は多くの示唆に富んだ内容になつたと思ひます。ありがとうございました。

(このシンポジウムの記録の作成において埼玉大学の片岡一恵さんご協力いただきました。ここに記して、感謝の意を表したいと思います。) (澤邊みさ子)